

法務

リーガル  
3分間ゼミ

ヘビースモーカーの30代男性社員。職場で30分おきに喫煙室に行っていたところ、上司に呼び出された。「たばこを吸わない社員が不満を訴えている。来月から喫煙時間は休憩とみなし、その分給与から差し引く」と言う。仕事で成果は上げているつもりだが……。

× × × × ×  
職場で喫煙者への風当たりが強まっている。厚生労働省の検討会は2月、職場

勤務中の喫煙時間は  
休憩とみなされるか？



労働時間の解釈が争われた裁判例

- ▼ビル管理の泊まり勤務での仮眠時間は警報や電話が鳴れば起きて対応する必要があり、労働から解放されていない。使用者の指揮命令下にあり、労働時間と認めた。(2002年2月最高裁判決)
- ▼造船所で作業をするために着替えたり準備する時間は作業に必要な行為で、使用者の指揮命令下にあり、労働時間と認めた。(2000年3月最高裁判決)
- ▼居酒屋チェーンの店長が更衣室や倉庫で喫煙していた時間は何かあればすぐ対応する必要があり、労働時間と認めた。(2009年8月大阪高裁判決)

A 会社拘束下なら労働時間

で、企業は職場で他人のたばこの煙を吸わされる「受動喫煙」を防ぐことが求められている。ただ努力義務のため、検討会は法改正も

- ポイント
- ①使用者の指揮命令下であれば労働時間
  - ②喫煙の回数や時間は制限できる

社員が仕事量で不公平感や不満を抱く例がある。喫煙時間は労働時間ではなく、賃金が支払われない休憩時間とみなして、喫煙する社員の給与を減らすことは可能だろうか。

労働問題に詳しい鈴木里士弁護士は「時間や場所が拘束されていれば、喫煙していても労働時間とみなされる」と指摘する。労働基

視野に入れている。大手企業は職場に喫煙室を設けるようになったが、社員が喫煙のたびに席を外して仕事が滞り、吸わない

準法は使用者の指揮命令に置かれている時間を労働時間としている。会社の管理下にある喫煙室にいれば、拘束されているといえる。裁判では実働のため待機している手持ち時間や仮眠時間、準備時間などは労働時間とみなしている。表参照。

社会保険労務士の多田智子氏は「成果をあげていれば、手持ち時間に漫画を読みゲームをしても、企業は労務コストとして容認している」とみる。特に裁量労働の専門職や管理職は「みなし労働時間なので、喫煙と関係なく成果で評価される」(鈴木弁護士)。

工場従業員は作業中に喫煙できないため、休憩時間に喫煙するのが一般的。ただ同じシフト勤務でも事務職や派遣社員の場合は、手持ち時間があれば喫煙は認められる。喫煙だけを理由に給与や評価を下げることはできない。

ただ会社は職場の規律を守る必要があるため、程度にもよりそうだ。あまりに頻繁に離席したり、喫煙時間が長すぎるなど「問題があると判断すれば、管理者が注意し、適正化をすべきだ」(多田労務士)。就業規則を変更し、喫煙時間や回数を制限し上司の許可制にすることはできそうだ。

ただ会社は職場の規律を守る必要があるため、程度にもよりそうだ。あまりに頻繁に離席したり、喫煙時間が長すぎるなど「問題があると判断すれば、管理者が注意し、適正化をすべきだ」(多田労務士)。就業規則を変更し、喫煙時間や回数を制限し上司の許可制にすることはできそうだ。